

通塾・受講に関するガイドライン

【1. 入室・受講を自粛して頂く場合】

- ① 通塾時の検温で37.5℃以上の発熱がある。
- ② 体調不良等がある。
- ③ 入退室の際の手指消毒をしていない。
- ④ 塾の中でマスクを着用していない。
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染が確認された。
- ⑥ ⑤の人物の濃厚接触者となった、もしくは濃厚接触が疑われる。
- ⑦ ⑥の人物と同居している。
- ⑧ 保健所からの指示でPCR検査等を受ける対象者となった。

※ ⑤・⑥・⑦・⑧の場合、通塾自粛期間とさせていただきます。

※ ⑤・⑥・⑦・⑧の場合、治癒もしくはPCR検査等における陰性が証明された場合でも、学校・保健所等からの行動範囲に関する指示・要請等がある場合は、そちらに準じて行動して頂きます。

※ 通塾停止期間中の学習内容・月謝については次の通りです。

- ・スタディサプリ（オンライン授業）による受講（5教科対応・利用無制限・月謝は通常請求）。
- ・通常授業とスタディサプリを併用している生徒は、通常授業料のみ請求。
- ・電話またはオンラインによる質疑応答（詳細は都度、個別に連絡）。
- ・eトレ、イースクエアの受講停止（受講料は受講した日数分のみ請求）。

【2. 入室・受講自粛ではないが、必ず塾に報告する場合】

- ① 本人・家族が直近2週間以内に感染の報告されている地域に行った。または感染が報告されている地域から家族が帰ってきた。
例) 修学旅行・部活動の遠征・家族の帰省等
- ② 本人・家族が直近2週間以内に①地域の人物と濃厚接触した可能性がある。

※ 該当する場合、学校や保健所の規定・指示に準じて行動してください。また、できる限り早く塾に報告をお願い致します。

※ 感染・濃厚接触が確認された場合、上記1の該当者となります。